

金蔵 税務チャンネル

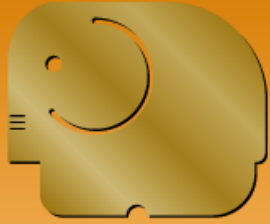
～ 動画で解説！ 税務会計・相続 ～

第2回 相続税対策基本5原則とは

2017/10/2



木村金蔵税理士事務所



金蔵 税務チャンネル

～ 動画で解説！ 税務会計・相続 ～

No. 02 — 2017年10月2日

第2回 相続税対策基本5原則とは

- ① 養子縁組で相続人を増やして税率区分を下げること
- ② 所有財産のうち土地建物の評価額を下げること
- ③ 土地有効活用で返済可能な借金を作っておくこと
- ④ 財産を生前贈与して減らしておくこと
- ⑤ 納税資金を確保し生命保険を活用すること



① 養子縁組で相続人を増やして税率区分を下げること！

法律に基づいて子供(相続人)を作ること、すなわち、「養子縁組制度」を利用する。

② 所有財産のうち土地建物の評価額を下げること！

- イ. 賃貸用建物の建築で更地評価から貸家建付地評価への評価減を目指す。
- ロ. 賃貸用建物の評価は固定資産税評価額(建築価額の50%位)の70%でよい。
- ハ. 小規模宅地の減額割合50%又は80%の適用要件をクリアさせる。
- ニ. 農業経営のために耕作可能な農地は、要件をクリアの上、納税猶予を適用する。

③ 土地有効活用で返済可能な借金を作っておくこと！

- イ. 土地・建物は、利用状況に応じて財産評価基本通達により評価減がある。
- ロ. 一方、借入金は目減りしないため、残額はそっくり相続財産から債務控除される。

④ 財産を生前贈与して減らしておくこと！

- イ. 年間110万円までの基礎控除を使い、毎年相続人や孫に現金預貯金を贈与する。
- ロ. 20年以上婚姻期間のある夫婦間で居住用不動産、またはそれ取得するための金銭を贈与し、110万円＋2,000万円の合計2,110万円の控除を受ける。
- ハ. 子供が無償使用している土地・建物は、相続税より贈与税の方が安い範囲内で、数回に分けて持分贈与する。
- ニ. 平成31年3月31日まで両親や祖父母から子・孫に1,500万円までの範囲内で教育資金の一括贈与非課税制度を利用する。
- ホ. 平成27年4月1日から導入された「結婚・子育て資金」の贈与制度を利用する。
- ヘ. 相続時精算課税制度2,500万円の非課税枠と、住宅取得資金等の贈与の特例の非課税枠を利用する。

⑤ 納税資金を確保し生命保険を活用すること！

- イ. 同族会社は自己株式の売却により納税資金の一部を確保する。
- ロ. 生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人の数)を最大限に利用する。
- ハ. 保険の種類は死亡によって必ずもらえる大口終身生命保険が最適。
- ニ. 保険金は、受取人である相続人に直接支払われるし、代償分割の財源としても使える。